

雲仙市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領

平成17年10月11日

告示第3号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市の発注に係る建設工事、建設コンサルタント等業務、物品の調達及びその他業務（以下「工事等」という。）の入札参加者の指名に当たり、事故及び不正行為等を行った建設業者等の指名を規制し、事故及び不正行為等の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「指名停止」とは、雲仙市が実施する指名競争入札の実施に当たり、当該入札に参加することができる資格を有する者（以下「有資格業者」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の指名を行わないことを定める措置をいう。

(指名停止及び審査)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の左欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、これらの表の右欄に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行うものとする。ただし、特許を要する工事等その他の特殊な工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がないときは、この限りでない。

2 前項による指名停止の審査は、雲仙市建設工事競争入札審査委員会で行う。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請人があることが明らかになったときは、当該下請人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体を構成する有資格業者（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内に情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体について、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 指名停止を行う場合において、有資格業者がいずれかの事案について措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表第1及び別表第2の右欄に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 有資格者が別表第2第4号又は第5号に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。
 - 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前3項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24月を超える場合は、24月）まで延長することができる。
 - 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 7 市長は、別表第2第7号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
 - 8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例）

第6条 市長は、第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、市発注の事案において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号、第6号又は第7号に該当した場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法

律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。)であることが明らかになった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の適用があった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1月加重した期間

(5) 市職員又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1月加重した期間

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止通知書(様式第1号)、指名停止期間変更通知書(様式第1号の2)又は指名停止解除通知書(様式第1号の3)により直ちに、当該有資格業者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、建設工事等に関する事故、不正行為の相互通報制度要綱(長崎県要綱。昭和54年4月1日実施)に基づき、長崎県知事に対し遅滞なく通報するものとする。

(指名の取消)

第8条 市長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、第3条の規定により指名停止を行った場合は、その期間中、当該有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特許を要する工事等その他の特殊な工事等を発生する場合において、他に適当な有資格業者がいない場合にあっては、この限りでない。

(事故及び不正行為等の報告)

第10条 工事等を担当する課長は、所管する工事等において、措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、事故及び不正行為等に関する報告書(様式第2号)により速やかに雲仙市建設工事競争入札審査委員会委員長に報告しなければならない。

(下請けの禁止)

第11条 市長は、所管する工事等の全部若しくは一部を元請業者が下請をさせ、又は受託させる場合において、その相手方が指名停止の期間中の有資格業者であるときは、これを承認しない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の国見町指名停止内規、瑞穂町入札参加指名停止内規、愛野町工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成16年愛野町要領第5号）、千々石町入札参加資格指名停止内規（平成元年千々石町内規第1号）、小浜町入札参加資格者指名停止内規及び南串山町入札参加資格者指名停止内規の規定又は吾妻町の制度によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、第3条中「雲仙市」とあるのは、「国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町又は南串山町」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 雲仙市の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑工事等) 2 雲仙市と締結した契約に係る工事等（以下「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（暇疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(契約違反) 3 前号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
5 市発注工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）	当該認定をした日から

の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	1箇月以上3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 6 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2 (第3条関係)

措置要件	期間
(贈賄) 1 次に掲げる者が、雲仙市職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げるもの以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4箇月以上12箇月以内 3箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内
2 次に掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内
3 次に掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内 2週間以上2箇月以内

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第7号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上12箇月以内</p>
<p>5 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（第7号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上12箇月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>7 市発注工事等に関し、次に掲げる場合に該当することになったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上24箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 建設工事において、有資格業者である個人、又は有資格業者である法人が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>9 市と締結した契約にかかる工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>

手方として不適當であると認められるとき。	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法及び暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内